

# 先物・オプション取引における清算基金及び取引証拠金所要額の算出方法の一部見直しについて

2018年12月5日

株式会社日本証券クリアリング機構

## I. 趣旨

先物・オプション取引に係る清算業務における参加者破綻時の損失補てん財源に関し、特定の参加者のポジションリスクの急激な増減に伴う相互保証型の財務資源（清算基金）の所要額の急増・急減<sup>1</sup>を回避するとともに、参加者破綻時の損失補てん財源の十分性をより一層高めるべく、清算基金所要額の算出方法及び担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額の引上判定基準を一部見直す<sup>2</sup>こととし、「清算基金所要額に関する規則」及び「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」の改正を行う。

## II. 概要

項目	概要	備考
1. 先物・オプション取引に係る清算基金所要額の算出方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格に係る清算基金所要額を算出する際に採用する基準PML額について、算出対象期間における日次最大PML額の平均値を採用することとする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現行は算出対象期間における日次最大PML額の最大値を採用しているが、現物清算資格における算出方式と同様にその平均値を採用する方式に改める。</li></ul>

<sup>1</sup> 清算基金に関しては、最大先の破綻時における想定損失をカバーする財源を確保すべく所要額を算出する方式を採用していることから、清算参加者が自社ではコントロールできない他社のポジションリスクに応じて所要額が変動する特徴がある。

<sup>2</sup> 本見直しにより、ポジションリスクの急激な積み増しを行う参加者に対しては、より早期に自己責任担保である事前拠出財源の継続維持のための取引証拠金の徴求が行われることとなるため、徴求対象となる参加者側においてもより早期にポジションリスクの積み増しを認知し、適切なポジション管理を促す効果が現れることも期待される。また、本見直しの実施時期と同時期を目途に、通常取引証拠金所要額算出（SPAN®に基づく取引証拠金算出）においても、市場ボラティリティの長期停滞時における証拠金所要額の底上げを図るべく、一部SPANパラメータに新たなフロアを設定する見直しを実施予定。

項 目	概 要	備 考
2. 担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額の引上判定基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>担保超過リスク相当額の算出時点において、担保超過リスク相当額が各清算参加者の清算基金所要額の合計額を超過した場合に、取引証拠金の所要額を引き上げることとするよう、取引証拠金所要額の引上判定基準を見直すこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行は、担保超過リスク相当額が各清算参加者の清算基金所要額の合計額、取引所からの損失補償額及び当社の証券取引等決済保証準備金額の合算額を超えた場合に取引証拠金の所要額を引き上げることとしている。</li> </ul>

### III. 実施時期

- ・ II. 1. については2018年12月28日を先物・オプション清算基金所要額算出基準日とする清算基金所要額から適用し、2. については2019年1月15日から施行する。

以 上